

入退会規程

第1条（目的）

この規程は、一般社団法人日本アド・コンテンツ制作協会（以下「この法人」という）定款第3章の規定に基づき、この法人の会員の入会及び退会に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条（会員の種別および資格）

この法人に入会するものはこの法人の目的に賛同するものであることとし、会員の種別および資格については末尾の表の通りとする。

第3条（入会申込）

この法人に入会を希望する者は次の書類から必要とされる書類を揃え申込むものとする。

- (1) 入会申込書
- (2) 映像制作実態調査票
- (3) 登記事項証明書

第4条（入会推薦）

この法人に入会を希望するものは、入会を希望する会員の種別にしたがって、それぞれ以下の各号に定める当協会会員の推薦を必要とする。

- (1) 正会員 この法人の正会員1社とする。
- (2) 準会員 この法人の正会員1社とする。
- (3) 賛助会員 この法人の正会員1社または賛助会員1社とする。

第5条（入会審議）

入会審議は、第3条の入会申込書等の書類提出時に専務理事が審査し、特に問題がない場合は直近の理事会へ報告し、承認を得る。

2. 前項で専務理事が入会について審議の必要ありと判断した場合は、理事長・副理事長で審査をし、審議の結果を直近の理事会へ報告し、承認を得る。

第6条（入会金および会費）

入会を承認された旨の通知を受けた者は、速やかに会費規定に定める入会金および会費を支払わなければならない。

2. 準会員が正会員になる場合は、入会金の差額を納付しなければならない。

第7条（会員名簿及び個人会員に関する情報の取扱い）

入会者は、会員の種別毎に、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、当該会員は速やかに届け出るものとする。

3 会員名簿に登録された個人会員に関する情報については、その公開の可否及び公開の範囲について、会員の意向を十分尊重し、慎重に取り扱わねばならない。

第8条 (退会及び資格の喪失)

会員は理事会が別に定める退会届を提出して、任意に退会することができる。この場合は、会員名簿の登録を抹消する。

2 定款第9条、第10条で定める事由により資格を喪失した場合は前項に準じて会員名簿の登録を抹消する。

3 前各号により会員資格を喪失した場合、既納の入会金及び会費は返還しない。

第9条 (会員種別の変更)

会員の種別を変更する場合は、必要書類を提出し理事会の承認を得なければならない。ただし、正会員からの変更はできない。

第10条 (規程の変更)

本規程は理事会の決議によって変更することができる。ただし、第6条第1項の変更は総会の決議を要する。

(表)

会員種別	会員資格	JAC 保障システム	議決権	参加資格
正会員	広告映像コンテンツ制作を主たる業務とする法人	適用	有り	・総会 ・委員会 ・役員 ・各種セミナーおよび講習会 ・アワード ・各種懇親会
		保険料規定による負担有り	役員資格有	
準会員	広告映像コンテンツ制作を主たる業務とし、原則として売上額が5億円未満の法人	適用	無し	・一部セミナーおよび講習会 ・アワード ・各種懇親会
		保険料規定による負担有り		
賛助会員	広告映像コンテンツ制作に関連のある事業を行う法人または団体	不適用	無し	・一部セミナーおよび講習会 ・アワード ・各種懇親会
特別賛助会員	広告業を主たる業務とする法人	不適用	無し	・各種懇親会
個人会員	広告映像コンテンツ制作を主たる業務とする個人	不適用	無し	・一部セミナーおよび講習会 ・各種懇親会

2018年4月26日理事会変更

2019年4月24日理事会変更